

令和 8 年度

登記業務（表示に関する登記）

仕 様 書

令和 8 年 10 月

独立行政法人水資源機構

利根導水総合管理所

(適用)

**第1条** この仕様書は、独立行政法人水資源機構が施行する「登記業務(表示に関する登記)」に適用する。

(業務の内容)

**第2条** この業務の内容は、過年度に測量のうえ作成した測量結果(観測データ、測量図)を基に地積測量図等の図面作成、登記嘱託書類の筆耕・調製及び登記所への嘱託、補正、取下げ、受領等の手続き並びにこれらに付随する業務(以下「本業務」という。)とする。

(業務の履行場所)

**第3条** 埼玉県行田市大字下須戸字寺前 2665 番 1 (登記の対象地)  
埼玉県熊谷市筑波三丁目 39 番 1 さいたま地方法務局熊谷支局

(業務期間)

**第4条** この業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和 8 年 12 月 25 日までとする。

(業務数量)

**第5条** この業務で行う登記等の数量は別紙「数量表」のとおりとする。

(貸与・提供書面)

**第6条** この業務の履行に必要な次の書面を提供、貸与する。

- ① 測量図 登記を要する土地の 1 筆測量及び分筆する画地の座標を含む
- ② 観測データ 測量の座標等

(業務の実施)

**第7条** 受注者は、登記業務の処理にあたっては、不動産登記法、その他の法律に基づき適正かつ迅速に実施するものとする。

- 2 受注者は、貸与・提供書面に基づき、登記嘱託書を作成するものとし、登記業務に必要な書面を添えてさいたま地方法務局熊谷支局において登記手続きを行うものとする。
- 3 受注者は、登記に要する隣接民有地及び隣接水路(西側)の筆界確認を行い境界確認書を作成するものとする。
- 4 受注者は、登記業務のため境界標の新設を行うものとし、設置する境界標は現地に応じた適切なものとするよう担当職員と調整して行うものとする。
- 5 受注者は、過年度に測量した成果に基づき登記の対象地を分筆するための登記嘱託書と必要な添付書面を作成するものとする。
- 6 登記の対象地に所有権以外の権利の設定等を把握した場合は速やかに担当職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 7 受注者は、登記業務の実施にあたり法務局から立会いを求められたときは立ち合いに協力するものとする。
- 8 受注者は、分筆登記が完了したときは、速やかにその旨を担当職員に報告するものとする。
- 9 現地において実施する作業については、安全管理を徹底し、隣接地等に影響の生じな

いよう配慮して行うものとする。

(検査)

**第8条** 受注者は、登記業務が完了した場合は、成果品により検査員の検査を受けなければならない。

2 受注者は、登記業務が完了したときは、完了届を提出しなければならない。

(成果品)

**第9条** 受注者は、以下の成果品を提出するものとする。

1. 登記嘱託書（写し）
2. 地積測量図
3. 境界確認書（写し）
4. 境界標設置状況報告書
5. 登記完了証
6. その他必要な書類

(個人情報の取扱)

**第10条** 受注者は、この業務の実施にあたっては「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に従い、十分配慮しなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守及び情報管理体制)

**第11条** 受注者は、業務の実施に際して、担当職員が別途指定する情報セキュリティポリシーに関する事項を遵守しなければならない。

2. 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として発注者及び受注者が収集、整理、作成等した情報であつて、担当職員が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙 1）を提出し、担当職員の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当職員の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
  - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
  - ・担当職員が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
3. 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当職員が同意した場合はこの限りではない。

4. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。
5. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当職員へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

（協議）

**第12条** 本業務に関する疑義等については、随時、担当職員と協議を行うものとする。

（疑義等）

**第13条** 受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

以 上

## 別紙

## 数 量 表

## Ⅰ 調査業務

| 種別      | 細別      | 単位  | 数量 |
|---------|---------|-----|----|
| (2)現地調査 |         |     |    |
| ①事前調査   |         | 1 件 | 1  |
| ②筆界確認   | ア.多角測量  | 1 点 | 1  |
|         | イ.復元測量  | 1 点 | 5  |
|         | ウ.画地調整  | 1 点 | 1  |
| ③立会     | ア.民有地境界 | 1 点 | 2  |
|         | イ.公有地境界 | 1 点 | 2  |

## Ⅱ 測量業務

| 種別       | 細別       | 単位  | 数量 |
|----------|----------|-----|----|
| (1)面積測量  | 面積300㎡以下 | 1 件 | 1  |
| (2)境界標設置 | ア.境界点測設  | 1 点 | 4  |
|          | イ.境界標埋設  | 1 点 | 4  |

## Ⅲ 申請手続き

| 種別     | 細別    | 単位           | 数量 |
|--------|-------|--------------|----|
| 土地（分筆） | 申請手続き | 分筆後の土地 2 筆まで | 1  |
|        | 地籍測量図 | 分筆後の土地 2 筆まで | 1  |

## Ⅳ 書類の作成等

| 種別       | 細別       | 単位  | 数量 |
|----------|----------|-----|----|
| (1)書類の作成 | 文案を要するもの | 1 通 | 3  |